

平成28年度

三重県雇用施策実施方針

平成28年4月

三 重 労 働 局

目 次

I	趣旨	1
II	平成28年度の主な雇用施策	
	(1) 障害者の活躍促進	4
	(2) 若者の活躍推進	7
	(3) 職業能力の開発・向上の促進	10
	(4) 女性の活躍推進	11
	(5) 生涯現役社会の実現に向けた高年齢者の就労促進	12
	(6) 重層的なセーフティネットの構築	13
	(7) 地方創生に向けた取組の推進	14
III	雇用施策に関する数値目標	17

I. 趣旨

三重県の雇用失業情勢は、平成 28 年 1 月の有効求人倍率(季節調整値)が 1.33 倍と、8 か月連続で 1.3 倍台で推移し、改善の動きが続いているものの、正社員求人倍率が 0.85 倍であるなど、全国平均を下回り依然として厳しい側面も見られる。

このような雇用失業情勢の中で、三重労働局は、国の行政機関として全国共通の雇用のセーフティネット機能を県民に提供することに加え、三重県を所管する行政機関として本県の実情に合った行政サービスを提供する必要がある。

このため、三重労働局長は、雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 13 条第 1 項に基づき、三重県知事の意見・要望を踏まえ、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策と、三重県が講ずる雇用に関する施策との連携の下、地域の実情に応じた課題とそれに対応するため「三重県雇用施策実施方針」を策定することとする。

三重県においては、平成 23 年 12 月に、従来の枠を超えた働き方、働く「場」に関する情報と課題を共有し、雇用に関する新しいしくみの創出について意見交換を行うため「三重県雇用創造懇話会」が設置されており、三重労働局は、これら三重県の実施する雇用に関する施策の効果を最大限のものとするため、三重県知事の意見・要請を最大限尊重し、本県の実情に応じた課題及び、それに対する施策を「三重県雇用施策実施方針」に盛り込んだ。

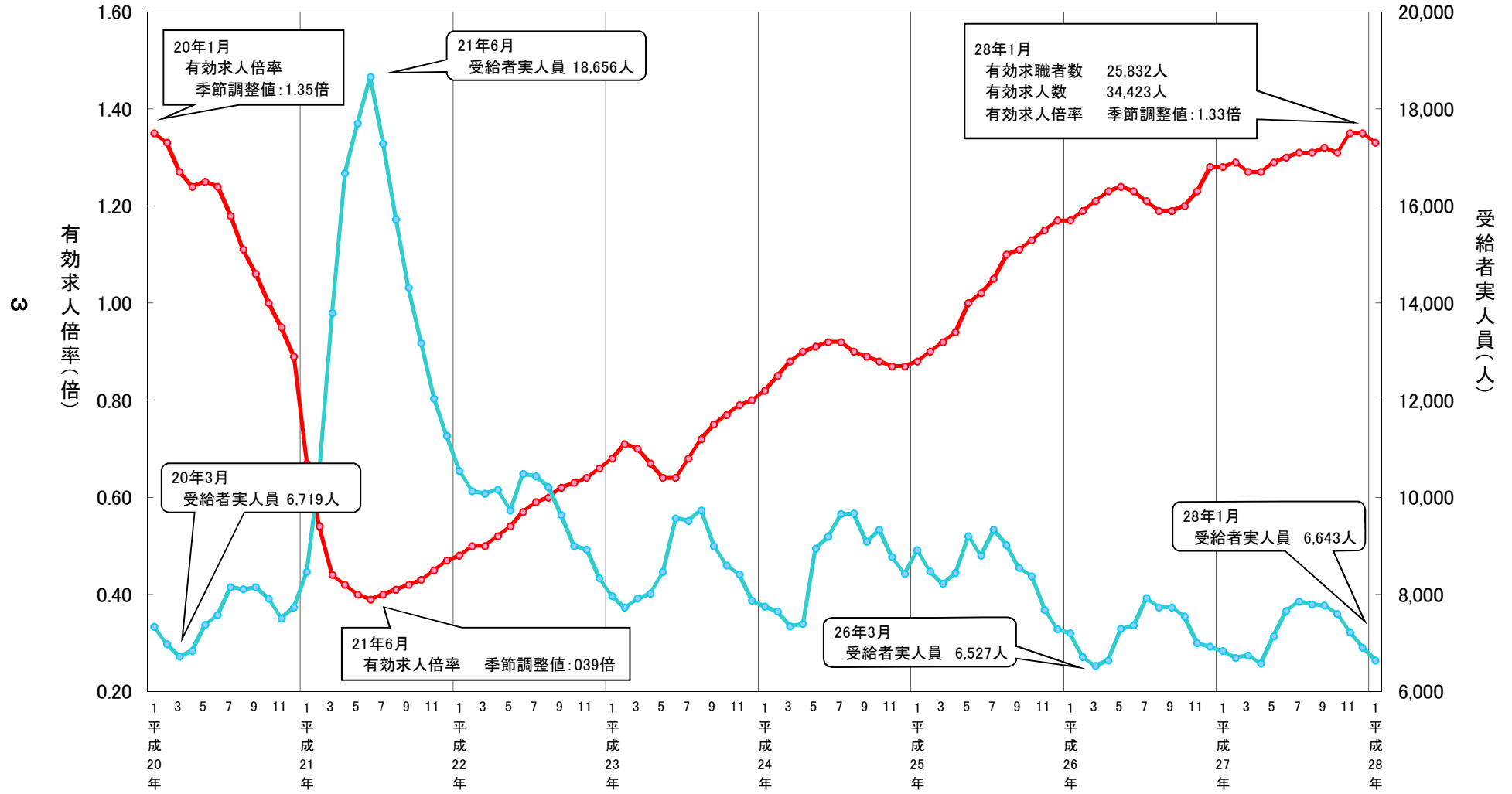
三重労働局では、以下の施策について、三重県との密接な連携の下で円滑かつ効果的に実施されるように努め、ひいては地域の雇用失業情勢の改善に取り組むこととする。また、三重県知事からの要請等に迅速かつ柔軟に対応し、これまで以上に地域において緊密な連携・協力を図っていくこととする。

公共職業安定所の管轄区域の概況

項目 安定所	所在地	管轄区域	市 町 数			管内面積 (k m ²)	管内人口 (人)
			計	市	町		
桑 名	桑名市桑栄町1-2 サンファーレ北館 1階	桑名市、いなべ市、 桑名郡、員弁郡、 三重郡のうち朝日 町	5	2	3	400.92	227,979
四 日 市	四日市市本町3-95	四日市市、三重郡 (朝日町を除く)	3	1	2	322.18	360,562
鈴 鹿	鈴鹿市神戸9-13-3	鈴鹿市、亀山市	2	2		385.50	246,858
津	津市島崎町327-1	津市	1	1		711.11	278,657
松 阪	松阪市高町493-6 松阪地方合同庁舎 1階	松阪市、多気郡	4	1	3	1,130.60	212,464
伊 勢	伊勢市岡本1-1-17	伊勢市、鳥羽市、 志摩市、度会郡(大 紀町錦を除く)	7	3	4	1,145.73	242,122
伊 賀	伊賀市四十九町 3074-2	伊賀市、名張市、	2	2		688.00	170,16
尾 鷲	尾鷲市林町2-35	尾鷲市、北牟婁郡、 度会郡のうち大紀 町錦	2	1	1	449.24	34,815
熊 野 (出張所)	熊野市井戸町赤坂 739-3	熊野市、南牟婁郡	3	1	2	541.10	37,605
合		計	29	14	15	5,774.39	1,811,228

注. 管内面積は平成26年10月1日現在、管内人口は平成27年4月1日現在の数値である。両項目の度会郡大紀町の数値は、同町錦と錦以外の数値区分が把握できないため、伊勢所管内の数値に計上している。管轄区域の市町村名は平成27年4月1日現在のものである。

三重県の有効求人倍率と雇用保険受給者実人員の推移



Ⅱ 平成 28 年度の主な雇用施策

(1) 障害者の活躍促進

(ア) 障害者雇用率達成指導の厳正な実施と障害者雇用への理解促進

三重労働局と三重県は、「障害者雇用率改善プラン」に基づき、平成 30 年 4 月の精神障害者の雇用義務化に伴う法定雇用率の見直しに早期に対応するため、平成 28 年 6 月 1 日現在の民間企業における障害者実雇用率が 2.2%となることを目標に、強力に連携をして次の取り組みを行い、障害者雇用の促進を図る。

【三重労働局が実施する業務】

- 三重県内の雇用義務のある企業へのハローワークによる就職件数目標を設定し、法定雇用率の達成と合わせて目標の達成に向けた取り組みを推進する。
- 全ての雇用率未達成企業に対して訪問指導を実施し、障害者雇用が進まない阻害要因の把握に努め、三重障害者職業センター等関係機関と連携のもと、特別支援学校生徒や福祉施設利用者の職場実習の受入等について検討を促し、知的障害者や精神障害者の採用を働きかける。また、障害者雇用に改善が見られない企業等に対しては、労働局幹部による呼び出し指導を実施する。
- 三重県と連携し、地域の企業に対してあらゆる機会を利用し障害者雇用についての情報発信を行うと共に、特に地域の主要企業に対しては、連携を強化した働きかけを行う。
- 三重県と毎月 1 回以上の連絡会議を開催し、最新の情報等を共有すると共に、個別企業の課題に沿った雇用率改善のための支援策を検討する。
- 特例子会社設立についての積極的な働きかけを行う。

【三重県が実施する業務】

- 障がい者雇用についての理解を促進するため、ステップアップカフェ「Cotti 菜」を効果的に活用し、企業や県民が障がい者雇用について考える場づくり、企業や関係機関・団体と連携した取組等を進める。
- ステップアップカフェ「Cotti 菜」において、障がい者就労支援事業所等で作られた商品のブラッシュアップや障がい者の実践的な就労体験などに取り組む。
- 本県の障がい者雇用の課題に対応し障がい者の職域拡大を図るため、「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」における活動を通じて、企業間の主体的な取り組みを支援する。
- 障がい者雇用に資する優良事例の普及・啓発のため、三重障害者職業センター及び三重労働局との共催で、障害者雇用優良事業所の表彰及び事例発表を行う。
- 障がい者雇用アドバイザーを配置し、企業訪問による求人情報の把握、各種支援制度の紹介、関係機関への情報提供等を行う。
- 「三重県農林水福・障がい者雇用推進チーム会議」の活動を中心に、農林水産分野における障がい者就労推進体制を整備し、農林水産業における障がい者の就労支援や福祉事業所の農林水産業参入を促進するための技術・経営支援を進める。

- 作業能力はあるものの、対人関係や健康管理等の理由により、一般企業に就労できないでいる人を雇用し、障がいのある人もない人も「ともに働く」、新しい働き方である「社会的事業所」の創業と安定的な運営を支援する。

(イ) 障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化

平成30年4月から精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、今後、精神障害者をはじめとする障害者の雇用促進を図るための施策を充実させていく必要がある。

精神障害や発達障害などの多様な障害特性に対応するため、地域の就労支援機関との連携体制を強化し、きめ細かな就労支援を実施する。

【三重労働局が実施する業務】

- 精神障害者の雇用促進にあたっては、障害者本人への支援に併せ事業主への支援が重要であるため、三重障害者職業センターの事業主支援に関する情報を提供する。
- 精神障害者雇用トータルサポーターによる精神障害者に関する事業主の意識啓発、雇用事例の収集、職場の開拓等の働きかけを行う。
- 精神障害者、発達障害者及び難病等の多様な障害特性に対応するため、医療機関や三重県自閉症・発達障害支援センター、三重県難病相談支援センター、大学等との連携体制を強化し、きめ細かな就労支援を実施する。
- がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対し、県や市町、医療機関等と連携した就職支援や事業主の理解を促進するための取組を行う。
- 三重労働局が中心となって、「就労支援機関や医療機関を利用している障害者や特別支援学校の生徒等について」、障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関や事業主団体等との連携を図り、職場実習先の確保、企業見学会等を実施することにより、企業等での雇用を促進する。
- 三重県障害者職業センター等によるジョブコーチ支援や、障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、雇用された障害者の職場定着支援を推進する。

【三重県が実施する業務】

- 企業において障がい者の就労についての理解を深め、障がいの特性に応じた就労環境を整備するため、「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」の活動を通じて、障がい者雇用に係る情報提供を行い、企業の実践を支援する。
- 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施において、地域の就労支援機関との連携を図り、企業における障がい特性についての理解を深めることにより、障がい者の職場定着を促進する。
- 特別支援学校生徒の就労支援を進めるために、本人の適性を十分に把握したうえで、適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を実施する。
- ステップアップカフェ「Cotti 菜」において、特別支援学校生徒の職場実習や作品展示を行うとともに、清掃、接客サービス、看護・介助の業務補助等、企業

と連携した各種技能検定を実施し、卒業後の就労につながる取組を行う。

- 障がいのある生徒など個別支援の必要な高校生が自分に合う仕事や働き方を見つけ、その後の就職活動につなげることができるよう、キャリアカウンセリングや就業体験等の取組を推進する。

(ウ) 障害者雇用の更なる促進

「福祉」「教育」「医療」から「雇用」への流れをより一層促進するため、関係機関と連携を図りつつ、以下の取組を実施する。

【三重労働局が実施する業務】

- ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携し支援を行う「チーム支援」について、三重県や市町といった地方自治体、医療機関などを含めた地域の連携強化を行い、就職から職場定着までの継続的な支援を実施することで、福祉・教育・医療から一般雇用への移行を促進する。
- 特別支援学校に対して、生徒・保護者及び教職員を対象に、一般雇用に関する理解を図るセミナーを実施する。
- 福祉施設に対して、障害者の雇用実績のある企業関係者等のノウハウを活用する就労支援セミナーを実施し、福祉施設における就労支援機能の向上を図る。
- 福祉施設利用者及び特別支援学校生徒等を対象とした企業説明会を開催する。
- 三重県や市町の関係部局との連携の下、各障害保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センターが障害者の身近な地域における就業・生活両面にわたる一体的な支援を実施する拠点として機能するよう、必要な助言・指導を行う。
- 障害者就職面接会及び障害者就職説明会を開催する。(県内9会場)(三重県との共催)

【三重県が実施する業務】

- 障害者就職面接会等の雇用支援や、地域における雇用促進の活動について、三重労働局等の関係機関と連携し取り組むとともに、三重労働局と定期的に連絡会議を開催し、障がい者雇用に係る情報や課題の共有を図り、雇用率改善のための効果的な支援策の検討や実施の調整を図る。
- 多様な分野の関係者で構成する「三重県障がい者雇用推進協議会」における協議・連携により、県民総参加による障がい者雇用の取組を促進する。

(エ) 障害者の職業能力開発支援の充実

障害者の更なる就職促進に向け、職業能力開発支援を充実させ、あっせんや就職支援に努める。

【三重労働局が実施する業務】

- 三重労働局及びハローワークは、三重県との連携を一層密にし、効果的な職業訓練受講あっせんや就職支援に努める。
また、求人開拓や法定雇用率の達成指導等の機会を捉えて職業訓練ニーズを把

握し、三重県等への情報提供を行い、適切な訓練設定の支援を行う。

【三重県が実施する業務】

- 民間企業等での、障がい者の態様に応じた多様な委託訓練を通じて、障がい者が自らに適した仕事を把握することや、技術の習得を支援し、円滑な就労への移行を促進する。
- ステップアップカフェ「Cotti 菜」を活用し、障がい者の就労に向けた実践的な就労体験などに取り組む。

(オ) 雇用分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務の円滑な施行

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の規定に基づく、雇用の分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることを踏まえ、制度の円滑な実施に取り組む。

【三重労働局が実施する業務】

- 三重労働局及びハローワークは、雇用分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務の履行確保のための助言・指導等を実施するとともに、制度の周知を図る。

【三重県が実施する業務】

- 障がい者の就労や職場定着などを促進するため、三重労働局等と連携し、雇用分野における障害者差別禁止や合理的配慮の提供にかかる制度の周知を行い、事業所における取組を促進する。

(2) 若者の活躍推進

三重労働局と三重県は、「若年者雇用対策推進宣言」に基づき、若者が地域の次代を担う存在として活躍できる雇用環境を整備するため、強力に連携して次の取り組みを行う。

(ア) おしごと広場みえにおける一体的な若年者支援

若年者に対する幅広い就職支援メニューをワンストップで提供するため、おしごと広場みえを運営し、学生、未就職卒業者及びフリーター等を幅広く誘導する。

【三重労働局が実施する業務】

- おしごと広場みえが開催する各種セミナー・イベントへ、ハローワーク利用者を積極的に誘導する。
- おしごと広場みえが実施する「適職さがし応援プロジェクト」をバックアップし、支援が必要な求職者を誘導する。
- おしごと広場みえの実施する各種セミナー、各種職業訓練等を活用し、フリーターの正規雇用化を促進する。

- 職業相談の実施、職場定着の支援を行う。
- 三重労働局及び新卒応援ハローワークとおしごと広場みえを構成する各機関のスタッフの間で定期的な意見交換会を行い、連携を密にする。
- おしごと広場みえの実施する、ハローワーク出張相談を支援し、必要な求職者を誘導する。

【三重県が実施する業務】

- ホームページの運営及びメールマガジンの発行により、若年者に向けた就職支援情報の提供を行う。
- おしごと広場みえ利用者のうち、職業紹介等が必要な者を新卒応援ハローワークへ取り次ぐ。
- 三重労働局と連携して、若者就職支援関係者向け研修会を開催する。
- 三重県とおしごと広場みえを構成する各機関のスタッフの間で意見交換会を行う。

(イ) 大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援

三重労働局と三重県との共催による大学等新卒者や既卒者向けの面接会を開催し、新規学卒者等への就職支援の実施、県内就職の促進を図る。

【三重労働局が実施する業務】

- 「若者雇用促進法に基づく認定制度（ユースエール認定）」や「若者応援宣言企業」の普及・拡大、情報発信の強化を図る。
- 新卒応援ハローワークをはじめとするハローワークの学卒ジョブサポーターの活動を通じて各大学等の未内定者の状況を把握し、当該情報を三重県に提供する。
- 未内定者情報などを参考に三重県と共催で、大学等新卒者や既卒者を対象とした面接会を開催する。
- 三重県と連携して、中京圏及び関西圏を始めとした県外の大学に在学している三重県出身者に対して、地元での就職を働きかける。

【三重県が実施する業務】

- 企業の魅力の発信支援や、企業と若者の交流の場づくりを促進するなど、若年者と企業の就労におけるミスマッチの解消を図る。
- 企業の人材確保のため、三重労働局が実施する事業の情報提供や効果的な採用選考方法などを内容としたセミナーを開催する。
- ハローワークと連携し、新卒未就職者や非正規雇用の若者等を対象とした、OFF-JTとOJTを組み合わせた事業を実施する。
- 三重労働局と連携して、首都圏、中京圏、関西圏への進学者等を対象としたU・Iターン就職セミナーを実施するとともに、県外進学者等の保護者向け就職支援セミナーを実施する。
- 県外大学を訪問し、三重県での就職支援を働きかけ、職業紹介等が必要な者を

ハローワークへ取り次ぐ。

(ウ) 高校新卒者に対する就職支援

三重労働局と三重県が連携し、企業説明会・面接会や各種セミナーを開催し、高校新卒者等への就職支援を実施する。

【三重労働局が実施する業務】

- キャリア教育支援のため、高等学校において「地元企業の高校内企業説明会」「就職ガイダンス」「キャリア探索プログラム」等の各種セミナーを開催する。
- 「地元企業の高校内企業説明会」において、建設業等地域の人手不足産業からも参加企業を選定し、人手不足産業への就職を促進する。
- ハローワークの学卒ジョブサポーターの活動を通じて、各高等学校の未内定者の状況を把握し、個別支援を実施する。
- 未内定者情報等を参考に、三重県と共催で、高等学校未内定者対象とした就職面接会等を開催する。
- 三重県が開催する就職相談会や進路相談会等に学卒ジョブサポーターを派遣し、就職を支援する。

【三重県が実施する業務】

- 企業等で人材育成の経験を持つ人材を県立高等学校に配置し、新規高等学校卒業生の職場定着支援を行うとともに、その取組をとおして把握した職場定着に向けた課題をもとに高校生の就職支援を行う。
- 県立高等学校における卒業生の職場定着支援や高校生の就職支援の充実を図るために、学校が行う事業所訪問を支援する。
- 三重労働局と共に経済団体を訪問し、求人要請を実施する。
- 三重労働局の協力により、高卒求人未充足企業の求人情報を高等学校へ提供する。
- 三重労働局と連携し、就職希望生徒とその保護者、教員等を対象とした合同就職相談会等を開催する。

(エ) フリーター等非正規労働者の正社員転換・待遇改善

おしごと広場みえで実施する各種支援策の活用を図ること等により、正規雇用を目指すフリーターへの支援を実施する。

【三重労働局が実施する業務】

- わかものハローワークみえにおいて、キャリア・コンサルティング機能等の強化を図り、正社員就職を推進する。
- 正規雇用を目指したトライアル雇用や正社員転換のためのキャリアアップ助成金等、各種助成金制度の活用を図る。

【三重県が実施する業務】

- ハローワークと連携し、新卒未就職者や非正規雇用の若者等を対象とした、○

- FF-JTとOJTを組み合わせた事業を実施する。((イ)の再掲)
- 正規雇用を希望する若者を対象に、社会人基礎力の養成等の研修を実施する。
 - 企業の人材確保のため、三重労働局が実施する事業の情報提供や効果的な採用選考方法などを内容としたセミナーを開催する。((イ)の再掲)

(オ) ニート等の職業的自立への支援

ニート等の若者無業者の就労を支援するため「地域若者サポートステーション」事業の推進、連携の強化を図る。

【三重労働局が実施する業務】

- 地域若者サポートステーションで実施される事業を積極的に周知すると共に、支援が必要と認められる若者を確実に誘導する。
- 地域若者サポートステーション、ハローワーク、おしごと広場みえが相互に連携した支援を行い、就職に結びつける。

【三重県が実施する業務】

- 地域若者サポートステーションと連携し、若年無業者の自立訓練や就労体験を実施することにより、就労を支援する。
- 行政、NPO等の関係団体で構成する「みえ若者就労支援ネットワーク」を運営し、多様な主体による若者の就労支援を促進する。

(3) 職業能力の開発・向上の促進

(ア) 産業界のニーズを踏まえた公的職業訓練の推進

地域の産業界のニーズを踏まえた公共職業訓練及び求職者支援訓練を推進する。そのため、三重県地域訓練協議会において、関係機関等と協議のうえ、訓練ニーズを踏まえた公的職業訓練の総合的な訓練計画を策定する。

【三重労働局が実施する業務】

- 求職者の訓練ニーズを調査し、三重県及びポリテクセンター三重に提供する。
- 三重県と受講生の就職状況等を共有して、訓練修了者への積極的な就職支援を行う。
- 地域の関係機関の協働（地域レベルのコンソーシアム）による職業訓練コースの開発及び検証実施事業において、関係機関として参画する。（平成28年度新規）

【三重県が実施する業務】

- 三重労働局から提供のあった求職者の訓練ニーズや、企業ニーズ等をもとに、より就職に効果的な職業訓練を実施する。
- 公共職業訓練受講生の就職状況を三重労働局に提供する等、三重労働局との連携を密にし、訓練受講生の就職を促進する。

- 地域の関係機関の協働（地域レベルのコンソーシアム）による職業訓練コースの開発及び検証実施事業において、関係機関として参画する。（平成 28 年度新規）

（イ）ジョブ・カードの普及促進

平成 27 年 10 月から「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして見直されたジョブ・カードについて、求職者、学生、企業、業界団体、教育訓練機関等の関係者に対して関係機関と連携の上、ジョブ・カードの役割、活用方法等を説明し理解を求めるとともに活用・普及に向けた取組を促す。

見直し後の新たなジョブ・カードを含むジョブ・カードの普及を促進するため、「三重県地域ジョブ・カード運営本部」を活用し、求職者、学生、企業、業界団体、教育訓練機関などの関係者に対して、関係機関とも連携の上、ジョブ・カードの役割、活用方法等を説明し理解を求め、制度の着実な推進を図る。

【三重労働局が実施する業務】

- ハローワーク及び新卒応援ハローワーク、わかものハローワークにおいて、公共職業訓練（離職者訓練）や求職者支援訓練への受講指示等にあたって、訓練の必要性をより明確にするために、キャリア・コンサルティングの実施体制の充実・強化を図り、新ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施を促進する。
- 業界団体、事業主団体、教育訓練機関、職業紹介事業者など関係者に対して、説明会等様々な機会を活用し、新ジョブ・カードの役割、活用方法等を説明し、活用・普及に向けた取組を促す。
- ハローワークにおいては、求職者に対して、生涯のキャリア・プランニングのツールとして、新ジョブ・カードを積極的に活用するとともに、職業紹介等で職業能力証明シートを有することを把握した求職者に対しては、当該シート等の活用を促すとともに、必要に応じて、当該応募先企業に対して、選考書類としての活用を促す。また、新ジョブ・カードを活用する雇用型訓練の実施企業に係る積極的な求人開拓等を行う。

【三重県が実施する業務】

- 施設内及び委託訓練においてジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施する。

（４）女性の活躍推進

女性の活躍促進（ポジティブ・アクション）と仕事と家庭の両立支援の促進、就業希望を実現するため、三重県と連携し、支援を実施する。

【三重労働局が実施する業務】

(女性のライフステージに対応した活躍支援)

- マザーズコーナー（四日市・津・伊勢・名張）において、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、求職者のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓を実施し、就職希望の実現をめざす。
- マザーズコーナー四日市において、雇用環境・均等室の雇用均等指導員によるパートタイム労働法個別相談を実施し、相談機能の強化を図る。

【三重県が実施する業務】

- 結婚・出産・育児その他の理由で離職している女性の再就職を促進するため、就労意欲を持つ女性を対象に、座学と職場実習を組み合わせた研修やキャリアカウンセリング（相談対応、情報提供等）の実施、女性向けセミナー及び企業向けセミナーの開催等により、女性の再就職を支援する。
- 子育て等と仕事を両立しながら働き続けることができる女性の増加を図るため、企業向けセミナーや、企業との意見交換会等を開催するなど、女性の就労継続に必要な職場環境づくりを支援する。
- 誰もが働きやすい職場環境の実現に向け、三重労働局及び労使団体と連携し、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援する。
- 女性が活躍できる社会機運を醸成するため、企業等におけるトップ及び男性の意識改革を促すセミナーの開催や、事業主行動計画の策定などを通じた環境整備の支援を行う。また、女性人材の育成支援や働く女性のネットワークの構築を図る。

（５）生涯現役社会の実現に向けた高年齢者の就労促進

（ア）高年齢者の再就職支援

中高年齢者に対し、再就職支援を図ることを目的として、県内２地域（四日市・津）において合同面接会を三重県と共同で開催及び、関係連絡会議において高年齢者の就職促進の支援を協議する。

【三重労働局が実施する業務】

- ハローワークの求人者支援員等を活用し中高年齢者の採用に前向きな事業所から求人を開拓し、面接会への参加を要請する。
- ハローワークへ求職登録している中高年齢者に面接会への参加を呼び掛け雇用機会の拡大を図る。
- 三重高年齢者就労促進連絡会議を開催し、高年齢者の就職促進に関する支援を協議する。

【三重県が実施する業務】

- 働く意欲のある高年齢者をスムーズに就労につなげるため、適職診断を行う。

(イ) シルバー人材センター事業の推進

高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場を拡大するため、労働局・三重県・シルバー人材センター連合会等の連携を強化するとともに、三重労働局、三重県が共同してシルバー人材センターの適正な運営の指導に努める。

【三重労働局が実施する業務】

- 高齢者のニーズに対応した就業の場を提供するシルバー人材センター事業に対する支援を行うとともに、事故防止・適正就業に向けた指導を強化する。
- シルバー人材センターが行う高齢者向けの技能講習の実施を支援し、講習修了後の就職支援に努める。
- シルバー人材センター事業推進連絡会議を開催し、事業推進に向けた方策等について協議・検討を行う。

【三重県が実施する業務】

- 公益社団法人としての基盤強化に向けた支援・指導を行うとともに、三重県シルバー人材センター連合会を通じて、各拠点シルバー人材センターが行う安全就業・適正就業・就業機会の拡大に向けた取組を支援する。

(6) 重層的なセーフティーネットの構築

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援の強化を図ると共に、生活保護受給者など生活困窮者の就労による自立を促進する。

(ア) 求職者支援制度等による雇用保険を受給できない者等のセーフティーネットの確保

求職者支援制度が雇用保険を受給できない者のセーフティネットとして機能するよう、三重県等関係機関と更なる連携を図り、ハローワークを利用していない潜在的な対象者に積極的に働きかけるなど、引き続き効果的な周知に取り組むとともに、地域ごとの人材ニーズや対象者の特性に応じた求職者支援訓練のコース設定に努める。

【三重労働局が実施する業務】

- ハローワークにおいて、キャリア・コンサルティング等を通じ、適切な訓練コースの選択を支援し、一定の要件を満たす者に給付金を支給するとともに、個別の就職支援計画に基づき、求人状況に関する情報やジョブ・カード、訓練受講者アンケート等を活用して訓練中及び訓練修了後の就職活動を支援する。
- 三重県、ポリテクセンター三重と連携を図り、地域の訓練ニーズを把握・共有し、適切な求職者支援訓練のコース設定に取り組む。

【三重県が実施する業務】

- 三重県立津高等技術学校における職業訓練や民間教育訓練機関への委託による訓練など、多様な職業訓練を実施する。

(イ) 生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の推進等

平成 25 年度から実施している「生活保護受給者等自立促進事業」及び平成 27 年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」にかかる就労支援について、三重県をはじめとする県内自治体関係部局との連携を一層深め、生活保護受給者など生活困窮者の就労による自立を促進する。

【三重労働局が実施する事業】

- ハローワークによる福祉事務所への定期的な出張相談を実施し、生活保護受給者等の保護申請・相談段階からの早期の就労支援を行う。
- 平成 26 年度から開設している四日市市及び松阪市の庁舎内常設窓口において、自治体と一体となった就労支援を行う。

【三重県が実施する事業】

- 市等において、就労支援等生活困窮者の自立促進のための事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報提供等を行う。
- 事業者等が、生活困窮者を対象とした、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を実施する場合で、一定の基準に適合していると認められる場合には、その申請に基づき、当該事業を生活困窮者就労訓練事業として認定する。
また、当該事業を実施する事業者の開拓を行う。
- 郡部（多気町を除く。）を対象に、自立相談支援機関を設置し、就労支援を含め、対象者の生活困窮状態からの自立を支援する。
- 郡部（多気町を除く。）を対象に、直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者に、社会参加・職業体験などの就労準備支援事業を実施する。

(7) 地方創生に向けた取組の推進

地方創生の取組において、人口減少と地域経済の縮小を克服するため、良質な雇用機会の創出や人材育成・確保、処遇改善など、地方自治体と労働局が連携して、地域の創意工夫を活かして状況に応じた対策を実施することが必要である。

(ア) 「地域しごと創生プラン」の推進

人口減少や人口流出に伴う雇用課題に対処するため、地域の創意工夫を活かして行う雇用創出や人材・確保、処遇改善などの自主的な取り組みである「地域しごと創生プラン」を推進する。

【三重労働局が実施する事業】

- 労働局長が三重地方創生会議に委員として参加し、必要な助言を行う。
- 職業安定業務統計データ、全国的な取り組みの事例紹介や地域の労働者の処遇

改善、ワーク・ライフ・バランスの普及等に関する情報を提供する。

- 職業安定部内に「U・I ターン相談窓口」を設置し、三重県が東京に開設した「ええとこやんか三重 移住相談センター」と連携して三重県への移住を促進する。
- 三重県が首都圏などで開催する各種イベントについて、ハローワークの全国ネットワークを活かした周知を行うなど、積極的に後援を行う。

【三重県が実施する事業】

- 首都圏からの移住を促進するため設置した「ええとこやんか三重 移住相談センター」において、県内企業情報の提供、就職相談等を行い、県内産業を支える人材のU・I ターン就職を促進する。
- 三重県外への進学者・在住者に対してU・I ターン就職を支援するため、県内企業が三重県外での合同企業説明会において出展にかかる費用の一部を補助する。

(イ) 地域創生人材育成事業の推進

地域の創意工夫を活かした公的職業訓練の枠組みでは対応できない人材育成の取組を通じて、労働力不足分野における安定的な人材の確保に取り組む。

【三重労働局が実施する事業】

- 三重県が実施する地域創生人材育成事業について、積極的な支援を行う。

【三重県が実施する事業】

- 地域創生人材育成事業の実施により、県内の労働力不足を抱えている産業分野と成長に呼応して労働力不足が懸念される産業分野における人材育成等の取組と、潜在的な求職者の掘り起し等の取組により、当該分野における労働力不足解消を総合的に推進する。

(ウ) 人材不足分野における人材確保・育成対策の推進

介護、医療、保育及び建設分野の安定的な人材の確保を図るため、サービス提供体制の整備及びマッチング機能の強化を図る。

【三重労働局が実施する事業】

- ハローワーク津に「福祉人材コーナー」を設置し事業の推進を図る。また、三重県福祉人材確保推進協議会を設置し、三重県及び三重県社会福祉人材センター、介護労働安定センター、三重県ナースセンター等関係機関との連携の強化を図る。
- 「保育士マッチング強化プロジェクト」を実施し、三重県及び三重県保育士・保育所支援センターとの連携を図り、保育所求人に対する求人充足サービスの強化、保育士への就職支援を実施する。

【三重県が実施する事業】

- 三重県保育士・保育所支援センターにおいて、引き続き、保育士養成施設の学生等を対象とした「保育士就職ガイダンス」を開催する。

- 新任保育士を対象とした離職防止のための就業継続支援研修、保育所の経営者・管理者を対象とした職場環境改善等の研修、潜在保育士の復帰支援研修を開催するとともに、専門相談員による潜在保育士のための就労相談や就労支援を行う。
- 三重県社会福祉協議会が実施する指定保育士養成施設の学生への修学資金の貸付制度、潜在保育士の就職準備金の貸付制度に対して補助する。
- 三重県福祉人材センターにおいて、「福祉・介護分野での無料職業紹介」、「福祉・介護・看護の就職フェア」等各種事業を実施することにより福祉人材確保対策を推進する。
- 三重県社会福祉協議会で、介護福祉士養成施設で資格取得をめざす学生への修学資金や、一定の経験を有する離職した介護人材への再就職準備金の貸付けを実施する。

(エ) 実践型地域雇用創造事業の実施

自発雇用創造地域に該当する地域において、地域の関係者の創意工夫や発想を生かして雇用創造を図ることを目的として実施する。

【三重労働局が実施する業務】

- 「自発雇用創造地域」に該当する市町に対し、事業の提案に関する周知、相談を実施する。
- 「名張市雇用創造協議会」（平成 26 年度開始地域）及び「大台町雇用・定住促進協議会」（平成 27 年度開始地域）が実施している事業に関し、実施内容等の確認を行う。

【三重県が実施する業務】

- 「名張市雇用創造協議会」の構成員として、引き続き事業を推進する。

(オ) 地方拠点強化税制の推進

企業の地方拠点の強化・拡充、地方への移転等を行う企業に対する税制等の支援措置の活用促進を図る。

【三重労働局が実施する事業】

- 三重労働局は、地方拠点強化税制の周知・広報に努め、当該制度の活用を促進する。

【三重県が実施する事業】

- 本社機能の移転や拡充に取り組む事業者への地方拠点強化税制等の特例措置（国税や県税等の減税措置、債務保証）についての周知を図る。
- 事業者が特例措置の適用を受けるために申請する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を行う。
- 「三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例」に基づき、

東京 2 3 区から本社機能に移転する事業者に対し、事業税、不動産取得税及び県固定資産税の不均一課税を行う。

- 本県独自の支援制度である「本社機能移転促進補助金」により、本県への本社機能の誘致や県内で本社機能を拡充しようとする事業者を支援する。

Ⅲ 雇用施策に関する数値目標

三重労働局及び三重県が共同で定める数値目標

- (1) 平成 30 年 4 月の精神障害者の雇用義務化に伴う法定雇用率の見直しに早期に対応するため、平成 28 年 6 月 1 日現在の民間企業における障害者実雇用率が 2.2%となることを目標として、積極的に障害者雇用対策を推進する。

(参考：平成 27 年 6 月 1 日現在 1.97%、全国平均 1.88%)

- (2) 若年者雇用対策を積極的に推進し、平成 29 年 3 月卒業の高校生・大学生の就職率について、平成 28 年 3 月卒業生以上を目指す。

(参考：平成 28 年 3 月卒業生 12 月末内定率 高校生 94.4%、大学生 72.5%)